

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備）

平成 22 年 6 月 11 日

計画の名称	亀山市における下水道未普及解消の推進																
計画の期間	平成22年度～平成25年度（4年間）					交付対象	亀山市										
計画の目標	下水道未普及地区の解消とともに、安全で円滑な汚水処理をおこなうことにより、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全を確保する。																
計画の成果目標（定量的指標）	・下水道処理人口普及率が41.9%(H22)から51.4%(H25)に増加させる。																
定量的指標の定義及び算定式	$\text{下水道処理人口普及率}(\%) = (\text{下水道を利用できる人口(人)}) / (\text{住民基本台帳人口(人)})$										備考						
	当初現況値 (H22当初)			中間目標値 (H23末)			最終目標値 (H25末)										
	41.9%			45.1%			51.4%										
全体事業費	合計 (A+B+C)	3,010百万円	A	2,540百万円	B	0百万円	C	470百万円	効果促進事業費の割合 $C / (A+B+C)$		15.6%						
<b>交付対象事業</b>																	
A1 下水道事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	事業及び 施設種別	省略 工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H22	H23	H24	H25			
1-A1-1	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	井田川・能褒野処理分区（未普及解消）	汚水管 φ=150～450mm L=6,885m	亀山市						442	
1-A1-2	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	亀山東部処理分区（未普及解消）	汚水管 φ=150mm L=4,251m	亀山市						211	
1-A1-3	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	城跡北部処理分区（未普及解消）	汚水管 φ=150～250mm L=15,111m	亀山市						840	
1-A1-4	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	野村処理分区（未普及解消）	汚水管 φ=150mm L=981.3m	亀山市						107	
1-A1-5	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	布気処理分区（未普及解消）	舗装復旧 A=6,357㎡	亀山市						18	
1-A1-6	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	太岡寺処理分区（未普及解消）	舗装復旧 A=3,226㎡	亀山市						8	
1-A1-7	下水道	一般	亀山市	直接	-	汚水	新設	小野北部処理分区（未普及解消）	汚水管 φ=150～250mm L=8,638m	亀山市						581	
1-A1-8	下水道	一般	亀山市	直接	-	ポンプ場	新設	井田川・能褒野中継ポンプ場（未普及解消）	処理能力 645m <sup>3</sup> /日	亀山市						333	
											小計（下水道事業）			2,540			
A2 河川事業												小計（河川事業）					
												合計			2,540		
B 関連社会資本整備事業												小計（河川事業）					
												合計					
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考					
C 効果促進事業												合計			470		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	省略 工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考	
										H22	H23	H24	H25				
1-C-1	下水道	一般	亀山市	直接	-	新設	公共下水道枝線整備（井田川・能褒野、亀山東部、城跡北部、野村、小野北部処理分区）	面整備	亀山市						450		
1-C-2	下水道	一般	亀山市	直接	-	新設	公共下水道排水整備（井田川・能褒野、亀山東部、城跡北部、野村、小野北部処理分区）	排水設備	亀山市						10		
1-C-3	下水道	一般	亀山市	直接	-	新設	公共下水道中継ポンプ場場内整備（井田川・能褒野中継ポンプ場）	場内整備	亀山市						10		
											合計			470			
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考					
1-C-1	基幹事業である幹線と接続した枝線整備を一体的に行うことにより、下水道の普及を促進し、良好な生活環境を創出する。																
1-C-2	公共施設における排水設備工事を行うことにより、下水道の普及を促進し、良好な生活環境を創出する。																
1-C-3	公共施設における場内整備（外構工事）を行うことにより、安全で円滑な汚水処理を高め、良好な生活環境を創出する。																